

# 耐震診断結果公表内容変更報告書の提出図書等一覧表

## (要緊急安全確認大規模建築物)

法：建築物の耐震改修の促進に関する法律

省令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則

- 耐震判定委員会(※1)が判定した耐震診断（耐震補強計画）の判定書の写し(※2)
- 耐震診断（耐震補強計画）を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを 証する書類の写し（※2①に該当する場合を除く。）
- 委任状（代理者によって報告を行う場合に限る。）
- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 耐震診断等の概要を示す書類
- 耐震改修工事が完了したことが分かる書類 [ex. 工事監理報告書や工事契約書・領収書の写しなど]
  - ・上記図書等以外に必要に応じて別途図書等を求めることがあります。また、上記図書における明示すべき事項については、別紙をご参照ください。

※1 耐震判定委員会とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会等をいいます。

※2 耐震診断（耐震補強計画）において、耐震診断の判定書の交付を受けなかった場合、耐震判定委員会が判定した耐震診断（耐震補強計画）の判定書の代わりのものとして、以下のものがありますので、いずれかをご提出ください。

- ①省令第5条第1項各号いずれかに掲げる者（耐震診断実施者とは別の者に限る。）が耐震診断の内容を確認したことが分かる書類[耐震補強計画内容の確認証明書]
- ②耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画の認定を受けた認定通知書の写し
- ③知事と協議の結果、判定書と同等の効力を有すると認めたもの

上記①の場合においては、以下のものも併せて提出する必要があります。

- 省令第5条第1項各号いずれかに掲げる者であることを証する書類の写し

■耐震診断結果公表内容変更報告書に添付する図書及び明示すべき事項

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標
配置図	縮尺、方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び報告に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び報告に係る建築物の各部分の高さ
各階平面図	縮尺及び方位
	報告に係る建築物と他の建築物との別
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
	エキスパンションジョイント等の位置
	耐震改修工事部分の位置
耐震診断等の概要を示す図書	建物概要
	耐震補強計画の方針及び診断の方法
	耐震補強計画の診断結果[それぞれの耐震診断の方法による構造耐震指標等及び当該構造耐震指標等に応じた安全性に関する事項]